

鳥取県告示第425号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

葛谷C地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市佐治町葛谷字堂ノ元170地先	1号
鳥取市佐治町葛谷字堂ノ元448	2号
鳥取市佐治町葛谷字村ノ内446	3号
鳥取市佐治町葛谷字村ノ内444-1	4号
鳥取市佐治町葛谷字村ノ前163-7地先	5号
鳥取市佐治町葛谷字村ノ内140-1地先	6号
鳥取市佐治町葛谷字村ノ前165-4	7号及び8号